

令和4年11月

関係各団体の長 様

熊本県総務部長

熊本県職員（管理監督職）の再就職について

時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、本県行政の推進に、多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県職員の退職管理については、定年まで勤務することを基本としており、退職後に、その職で培った経験や能力などを地域のために生かすことが県全体の発展につながっていくものと考えているところです。

このような中、令和5年4月から改正地方公務員法が施行され、定年が65歳まで段階的に引き上げられるとともに、管理監督職の上限年齢を60歳とする役職定年制が導入されるなど、60歳以降の多様な働き方が示されることとなりました。

今後は、役職定年を機に本県を退職し、公務以外の分野への再就職を希望する職員も相当数見込まれます。

つきましては、人事や経理、補助金申請・審査、危機管理等についての人材ニーズをお持ちの団体等におかれましては、県政の幅広い業務の中で、担当職員から管理監督職までの多様な経験で培った知見を有する本県の職員について、役職定年となる職員の貴団体での採用を御検討いただければ幸いです。

採用について御要望いただける場合は、末尾問合せ先まで御連絡くださいますようお願いいたします。団体等への再就職を希望する職員の情報提供等を通じ、ニーズにあった人材を紹介できるよう努めてまいります。

なお、これまで同様、条例においては、管理監督職で退職した県職員の再就職先の届出を義務化しており、地方公務員法においても、再就職後の再就職者が離職前5年間の職務に関して、離職後2年間の働きかけが禁止されている他、職務上不正な行為を伴う求職活動や斡旋についても規制されておりますので念のため申し添えます。

【問い合わせ先】 熊本県総務部人事課 電話096-333-2053



人事・経理・補助金申請及び審査・コンプライアンス・人材育成・危機管理などについて人材の募集をお考えの事業主の皆様

経験豊かな熊本県職員OB・OGを採用しませんか

- 熊本県庁では、令和5年度以降の段階的な定年引上げに伴い、60歳超の職員が今後増加の見込みです。
- 熊本県職員OB・OGは、豊富な行政経験を踏まえた様々な知見やスキル、マネジメントのノウハウ等を有しています。
- 「これまでの公務員としての働き方を変えたい」、「もっと社会貢献がしたい」など、自分の将来について、新たな職場や仕事への関心を持つ職員も多数在職しています。

まずは、熊本県総務部（096-333-2053）

または、熊本県庁友会（096-383-6684）まで御相談ください。



人材の募集をお考えの事業主の皆様

経験豊かな熊本県職員OB・OGを採用しませんか

スキーム



- 在職期間については3年間～5年間（65歳まで）、また、給与等については再任用又は定年引上げ後の職員の給与を参考とした水準となるよう、ご配慮をお願いします。詳しくは担当者までお尋ねください。